

# 第4節 騒音・振動・悪臭の防止

騒音とは、「好ましくない音」、「ないほうが良い音」の総称を、振動とは、「人為的な揺れ」のことを、悪臭とは、「不快感、嫌悪感を与えるに違い」のことをいいます。

騒音・振動・悪臭は、人に心理的・生理的な影響をもたらしますが、感知の程度に個人差があることから感覚公害と呼ばれています。

## 1 環境基準

騒音の環境基準については、地域の類型及び区分ごとに次のとおり定められています。

騒音に係る環境基準

地域の区分及び類型		基準値	
		昼間	夜間
地域以外の地域	AA	50デシベル以下	40デシベル以下
	A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
	C	60デシベル以下	50デシベル以下
地域に面する	A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
	B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
特例	幹線交通を担う道路に近接する空間	70デシベル以下 45デシベル以下	65デシベル以下 40デシベル以下

備考

- 地域の類型
  - AA:療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
  - A:専ら住居の用に供される地域
  - B:主として住居の用に供される地域
  - C:相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域
- 時間の区分
  - 昼間:午前6時から午後10時まで
  - 夜間:午後10時から翌日の午前6時まで
- は屋内へ浸透する騒音に係る基準(個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、この基準によることができる。)
- この環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。
- 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいう。
  - 高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道は4車線以上の区間)
  - 一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1項第1号に定める自動車専用道路

## ? 環境ミニ知識

デシベルとは.....

騒音(振動)に対する人間の感じ方は、音(振幅)、周波数によって異なります。騒音(振動)の大きさは、物理的に測定した音(振幅)の強さに、周波数ごとの聴感補正(感覚補正)を加味して、デシベルで表します。

騒音の大きさの例 (単位:デシベル)

120	飛行機のエンジンの近く
110	自動車の警笛(前方2メートル),リベット打ち
100	電車が通るときのガードの下
90	大声による独唱,騒々しい工場の中
80	地下鉄の車内,ピアノの演奏(前方1m)
70	電話のベル,騒々しい事務所の中,騒々しい街頭
60	静かな乗用車,普通の会話
50	静かな事務所
40	市内の深夜,図書館,静かな住宅地の昼
30	郊外の深夜,ささやき声
20	木の葉のふれ合う音,置時計の秒針の音(前方1m)

振動の影響例 (単位:デシベル)

90	人体に生理的影響が生じ始める
80	産業職場で振動が気になる (8時間振動にさらされた場合) 深い睡眠にも影響がある
70	浅い睡眠に影響がではじめる
60	振動を感じ始める ほとんど睡眠影響はない
50	
40	常時微動

## 2 現 状

騒音公害は、近年は、都市化の進展や生活様式の多様化等に伴う近隣騒音が問題となっています。また、近年のモータリゼーションの進展に伴い、道路交通騒音の問題が生じています。

振動公害は、工場、建設作業、交通機関等による人為的な地盤振動が原因で、建物を振動させて、物的又は感覚的被害を与えています。

悪臭公害は、その発生源が多種多様であり、様々な臭気物質が混合して生じていることなど、その態様は複雑です。

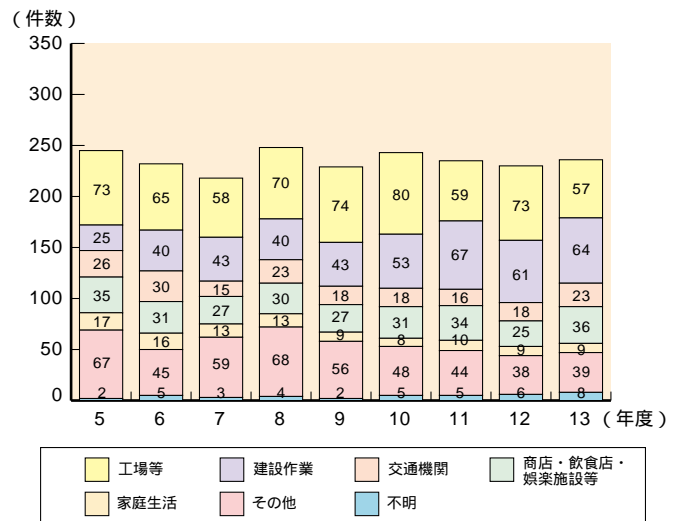
騒音の環境基準達成状況（平成13年度）

区 分		一般地域	道路に面する地域	
			後背地	道路端
A類型	測定件数	81	18	21
	適合件数	70	17	14
	適合率	86.4%	94.4%	66.7%
B類型	測定件数	421	64	82
	適合件数	364	58	52
	適合率	86.5%	90.6%	63.4%
C類型	測定件数	163	37	81
	適合件数	130	34	52
	適合率	79.8%	91.9%	64.2%
合計	測定件数	665	119	184
	適合件数	654	109	118
	適合率	84.8%	91.6%	64.1%
未指定地域	測定件数	112	28	55
	適合件数	85	23	38
	適合率	75.9%	82.1%	69.1%

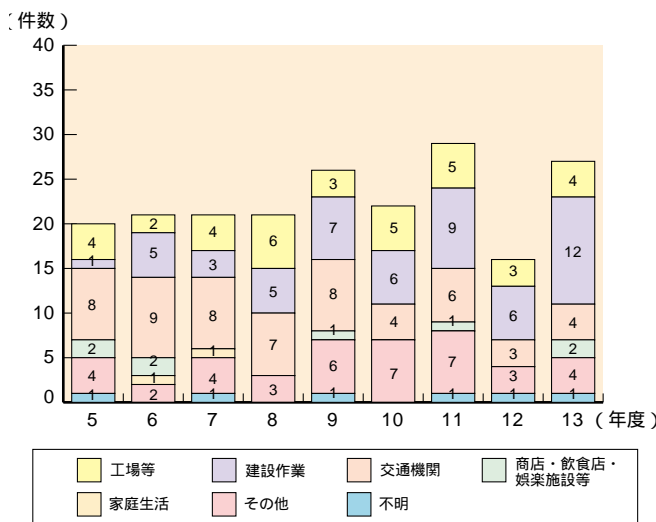
注) 1. 未指定地域は、B型類型の地域として評価した。  
2. 測定時間帯は昼間（6時～22時）である。 県環境対策室調べ

## 3 騒音・振動・悪臭防止のための主な取組

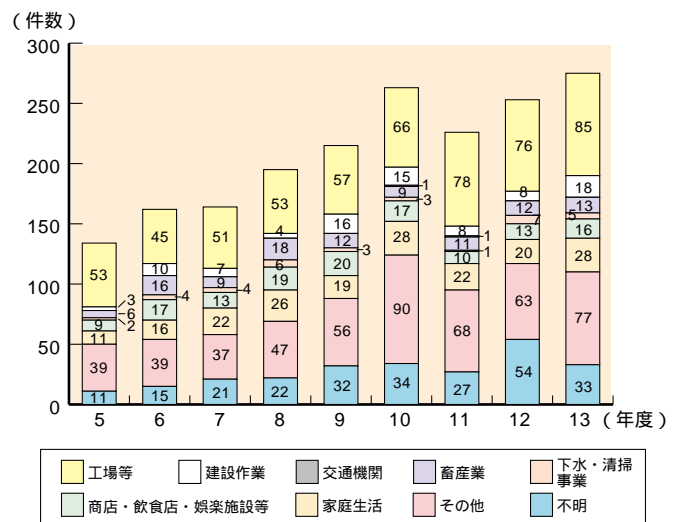
騒音・振動・悪臭防止対策として、地域の指定を行い、発生源に対する規制基準に基づき規制を行っています。



騒音に係る苦情件数の推移



振動に係る苦情件数の推移



悪臭に係る苦情件数の推移